

平成29年度 東京都立江北高等学校（全日制課程）

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはいつでも起こり得るという認識の下、いじめを生まない、許さない学校づくりを全校で取り組む。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けて全校で取り組む。
- (3) いじめ問題に対応するために組織的な取組を行うことで解決を図る。
- (4) 保護者・地域・関係機関と積極的に連携し、いじめ問題に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ問題への基本的な考えにのっとり、在籍する生徒の保護者・地域・関係機関と積極的に連携を図りつつ、学校全体で未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

校長は本校生徒のいじめ防止、いじめ発生後の迅速かつ適確な対応等を行うために、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関すること
- 関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 会議

- 学校いじめ対策委員会は隔週で開催する。
- 毎週の企画調整会議で情報を収集する。

エ 委員構成

委員会は校長、副校長、生活指導部主任、保健部主任、学年教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。

(2) 学校運営連絡協議会（学校サポートチーム）

ア 設置の目的

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくために学校運営全体について協議し、校長の学校運営の一助とするとともに、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにすることを目的とする。

イ 所掌事項

- 学校経営に関すること。
- いじめ問題に関すること。

ウ 会議

学校運営連絡協議会（学校サポートチーム）は、6月、11月、2月の年3回開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、保護者代表（PTA会長）1名、同窓会長1名、近隣中学校長1名、近隣小学校長1名、地域住民代表1名から構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 全校集会や学年集会で生活指導部及び生徒会から生徒に対して意識の啓発を行う。
- イ ホームルーム活動を通じて、いじめのないクラス作りを行う。
- ウ ふれあい（いじめ防止強化）月間にホームルームの時間を使い、いじめに関する授業を実施する。
- エ 上記の授業を行うための校内研修を年2回実施する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 学級担任が毎朝のホームルームで生徒の様子を丁寧に観察する。
- イ いじめ対策委員会・教育相談委員会を通じて、生徒の様子について情報共有し、必要に応じてスクールカウンセラ一面談、巡回相談を行う。
- ウ ふれあい（いじめ防止強化）月間に学級担任が「いじめ発見のチェックシート」を活用する。
- エ 4月の面接週間で学級担任が個別の聞き取りを行う。
- オ 学期に1回アンケート調査を行う。

(3) 早期対応のための取組

- ア 把握した情報に基づき、学校いじめ対策委員会及び拡大生活指導部会で対応を検討する。
- イ 速やかに保護者に連絡し学校の指導方針を伝え協力を依頼する。
- ウ 被害生徒に対して安心して学校生活が送れることを確認するまで、スクールカウンセラーによるケアなどを行う。
- エ 必要に応じて被害生徒の別室登校などの処置を行う。
- オ 被害生徒が安心して学校生活が送れることを確認するまで、加害生徒に対して別室による特別指導を実施する。

(4) 重大事態への対処

- ア 所轄の東部学校経営支援センターに報告し、連携を図る。
- イ 速やかに職員会議を実施し、対応について検討を行い、組織的に対応する。
- ウ 学校医、スクールカウンセラーと連携し、生徒のケアを行う。
- エ 警察のスクールサポーターへの相談と通報を行う。

才　いじめ対策緊急保護者会を開催する。

5 教職員研修計画

- (1) 生徒理解に関する校内研修を年2回実施する。
- (2) 学校いじめ対策委員会の委員に対して、より専門的な研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校いじめ対策委員会の役割を周知徹底する。
- (2) P T A役員会を通じていじめ防止の啓発を推進する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 足立区青少年委員会の教育懇談会を通じて、地域の小中学校及び青少年委員と連携を図っていく。
- (2) 足立区の非行防止キャンペーンに参加し、生徒の啓蒙活動を行っていく。
- (3) 子供家庭支援センター及び児童相談所と連携し、生徒が安心して学校生活が送れるようにする。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 年3回実施する学校運営連絡協議会(学校サポートチーム)で学校の取組を報告し、助言を受ける。
- (2) 3月の学校運営連絡協議会(学校サポートチーム)では取組に対して学校評価を行う。
- (3) 4月に学校評価に基づいた「いじめ防止基本方針」の改善を行う。